

喫煙等の禁止場所の指定

平成 23 年 7 月 1 日

松戸市消防局告示第 2 号

松戸市火災予防条例（昭和 48 年松戸市条例第 44 号）第 25 条の規定により、喫煙等を禁止する場所を、次のとおり指定する。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではない場所は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1 に掲げる防火対象物のうち次の各号に定める場所とする。
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台及び客席。ただし、喫煙にあつては、屋外に設けられた客席及び観覧場の客席（客席部分の床がすべて不燃材料で造られたものに限る。）を除く。
 - (2) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台
 - (3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（床面積の合計が 1,000 平方メートル以上のものに限る。）の売場及び通常顧客の出入りする部分（喫煙にあつては、喫煙設備のある場所を除く。）
 - (4) 屋内展示場で公衆の出入りする部分
 - (5) 自動車車庫又は駐車場で、次に該当するもの。（危険物品については除く。）
 - ア 駐車のに供する部分の床面積が地階又は 2 階以上の階にあつては 200 平方メートル以上、1 階にあつては 500 平方メートル以上、屋上部分にあつては 300 平方メートル以上のもの。

イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、
車両の収容台数が 10 以上のもの。

(6) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和 8 年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（裸火にあつては、日常的に用いられる火を使用する設備及び器具並びに宗教的行事等で用いられるものを除く。）

2 危険物品を持ち込んではない場所は、令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち次の各号に定める場所とする。

(1) 劇場等（前項第 1 号に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分

(2) キャバレー等（床面積の合計が 150 平方メートル以上のものに限る。）の公衆の出入りする部分

(3) 車両の停車場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

附 則 （平成 23 年 7 月 1 日松戸市消防局告示第 2 号）

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。